

大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科規程

(令和3年4月1日施行)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）に設置する薬学研究科薬学専攻及び薬科学専攻について、本大学院学則（以下、「大学院学則」という。）に基づく必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 大学院学則に定める本大学院の目的に基づき、薬学研究科は、薬学部における教育研究を基に、高い専門性を持つ研究及び知識・技能の教授を通じて、薬学分野の先端科学ならびに医療を発展させ継承することのできる人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

2 薬学研究科に設置する各専攻課程の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 薬学専攻博士課程は、臨床及び医療に密接に関連する薬学研究分野において、広い視野と高い専門性を備えて国民の健康の維持増進ならびに疾病の予防及び治療を担う優れた研究者・教育者・医療人となることのできる人材を養成することを目的とする。なお、同課程に設けるがんプロフェッショナル養成コースは、がん専門薬剤師等、がん医療分野の広範な知見と高度な技術を有する人材の養成を目的とする。
- (2) 薬科学専攻博士前期課程は、薬科学領域における先端的な研究及び知識・技能の教授を通じて、優れた国際的視野を持つ研究能力を備えた研究者・技術者となることのできる人材を養成することを目的とする。
- (3) 薬科学専攻博士後期課程は、生命科学や高度先端医療に密接に関連する薬科学研究分野において、創薬研究を通じて学問の体系的な発展及び継承を担う研究者・教育者となることのできる人材を養成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 大学院生は、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程又は同専攻博士後期課程のいずれかに所属するものとし、薬学専攻博士課程においては同課程に設けるがんプロフェッショナル養成コースへの所属を入学選考の際に選択することができる。

(入学資格)

第4条 博士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の薬学（6年制）、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 修士の学位を有する者で、本大学院において薬学（6年制）課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号参照）
 - (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
 - (6) 薬剤師資格を取得後、薬剤師の実務経験を有する者で、本大学院において、個別の入学審査により、薬学（6年制）課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 大学の4年制課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
 - (4) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 3 博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号参照）
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（研究指導計画）

第5条 博士課程、博士前期課程及び博士後期課程の教育は、授業及び学位論文等の作成に関する指導によって行う。

- 2 大学院学則第9条第2項に定める計画（以下、「研究指導計画」という。）は、学生毎に作成するものとする。
- 3 研究指導計画の作成については、別に定める。

（授業科目及び単位数）

第6条 薬学専攻博士課程、薬学専攻博士前期課程及び同博士後期課程にはそれぞれ授業科目を置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。

- 2 授業科目及び単位数については、別表1-1～4に定める。
- 3 各学年次において履修する授業科目の内容、授業時間表及び指導教員は学期の始めにシラバスにより公示する。
- 4 第2項の授業科目は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で学生に履修させることができる。また、学生に海外において履修させる場合においても同様とする。

（修了要件単位数）

第7条 大学院学則第13条に定める修了要件単位数は、次のとおりとする。

- (1) 薬学専攻博士課程については、41単位以上を修得しなければならない。
- (2) 薬科学専攻博士前期課程については、31単位以上を修得しなければならない。
- (3) 薬科学専攻博士後期課程については、28単位以上を修得しなければならない。

(履修方法)

第8条 前条に定める単位修得に係る授業科目の選択等の履修方法は、別表1－1～4に定める。

(成績の評価)

第9条 授業科目の成績の評価は、指導教員が授業内容に対する学生の学習到達度によって行い、到達目標及び成績評価方法はシラバスに示す。

2 大学院学則第11条の規定にかかわらず、一部の授業科目は、論文、報告書等の審査により合・否を判定する。

(入学検定料)

第10条 入学検定料は、2万円とする。ただし、本学卒業生又は修了生が受験する場合の入学検定料は免除する。

(入学金)

第11条 大学院学則第20条の規定にかかわらず、本学卒業生又は修了生が大学院に入学する場合の入学金は免除する。

(学費の納入に関する取扱い)

第12条 薬学研究科の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

(聴講生)

第13条 大学院学則第29条に規定する聴講生を志望する者は、所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

2 聴講生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。

3 聴講生に対しては、試験及び単位の授与を行わない。

4 聴講生の納付金は、別表2に定める。

(研究生)

第14条 大学院学則第30条に規定する研究生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) その他本大学院において大学卒業以上の学力があると認めた者

2 研究生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。

3 研究生の指導教員は審議のうえ定める。

4 研究生は指導教員及び希望する科目の担当教員の許可を受けて講義を聴くことができる。

5 研究生の研究期間は原則として1年とする。ただし、引き続き研究を必要とする場合にはさらに願い出て、その許可を得なければならない。

6 研究生は、研究期間の終わりに当該研究成果について指導教員を経て、学長に提出しな

ければならない。

- 7 研究生で相当の成果をおさめた者には、審議のうえ、研究証明書を交付することがある。ただし、正規の課程による在学年数又は履修単位としては認定されない。
- 8 研究生の納付金は、別表 2 に定める。その他研究に要する費用を負担させるものとする。

(科目等履修生)

- 第 15 条** 大学院学則第 3 1 条に規定する科目等履修生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。
- 2 科目等履修生の履修を許可し得る科目については、1 年度につき 1 2 単位以内とする。
 - 3 単位を修得した科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。
 - 4 科目等履修生の納付金は、別表 2 に定める。

(特別聴講生及び特別研究生)

- 第 16 条** 大学院学則第 3 2 条及び第 3 3 条に規定する特別聴講生及び特別研究生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。
- 2 特別聴講生及び特別研究生の納付金は、当該大学との協議により決定する。

(聴講生等の入学又は受入れ時期)

- 第 17 条** 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生の入学又は受入れ時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときにはこの限りではない。

(雑 則)

- 第 18 条** この規程の施行に際して必要な事項は、薬学研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(改 廃)

- 第 19 条** この規程の改廃は、薬学研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

(中 略)

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1－1 薬学専攻博士課程

授業科目	単 位 数		
	配当年次	必 修	選 択
医療薬学総論	1 前	1 単位	
薬学倫理教育特論	1 前	1 単位	
<領域薬学特論Ⅰ>			
予防薬学特論Ⅰ	1 前		1 単位
病態薬理学特論Ⅰ	1 後		1 単位
病態解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
医薬品動態制御学特論Ⅰ	1 後		1 単位
医療評価薬学特論Ⅰ	1 前		1 単位
臨床薬学特論Ⅰ	1 後		1 単位
<領域薬学特論Ⅱ>			
予防薬学特論Ⅱ	2 後		1 単位
病態薬理学特論Ⅱ	2 前		1 単位
病態解析学特論Ⅱ	2 後		1 単位
医薬品動態制御学特論Ⅱ	2 前		1 単位
医療評価薬学特論Ⅱ	2 後		1 単位
臨床薬学特論Ⅱ	2 前		1 単位
<領域薬学特論Ⅲ>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3 前		1 単位
創薬化学特論Ⅰ	1 前		1 単位
創薬化学特論Ⅱ	2 前		1 単位
創薬化学特論Ⅲ	3 前		1 単位
外国文献講読	1～4	8 単位	
臨床評価演習	1・2 後	1 単位	
<評価薬学演習>			
薬効評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
健康環境予防評価演習	1・2・3・4 後		1 単位
病態評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
医療評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
創薬化学演習	1・2・3・4 前		1 単位
特別研究	1～4	24 単位	

授業科目の選択等の履修方法
本規程第 7 条に基づき、41 単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、講義科目は計 3 単位以上、演習科目は各学生の所属領域の科目を含め計 3 単位以上を修得するものとし、講義科目のうち領域薬学特論Ⅲは 1 科目 1 単位まで修了要件に含めることができる。

別表 1-2 薬学専攻博士課程 [がんプロフェッショナル養成コース]

授業科目	単 位 数		
	配当年次	必 修	選 択
医療薬学総論	1 前	1 単位	
薬学倫理教育特論	1 前	1 単位	
がん医療薬学特論	1・2・3・4 後	1 単位	
<領域薬学特論Ⅰ>			
予防薬学特論Ⅰ	1 前		1 単位
病態薬理学特論Ⅰ	1 後		1 単位
病態解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
医薬品動態制御学特論Ⅰ	1 後		1 単位
医療評価薬学特論Ⅰ	1 前		1 単位
臨床薬学特論Ⅰ	1 後		1 単位
<領域薬学特論Ⅱ>			
予防薬学特論Ⅱ	2 後		1 単位
病態薬理学特論Ⅱ	2 前		1 単位
病態解析学特論Ⅱ	2 後		1 単位
医薬品動態制御学特論Ⅱ	2 前		1 単位
医療評価薬学特論Ⅱ	2 後		1 単位
臨床薬学特論Ⅱ	2 前		1 単位
<領域薬学特論Ⅲ>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3 前		1 単位
創薬化学特論Ⅰ	1 前		1 単位
創薬化学特論Ⅱ	2 前		1 単位
創薬化学特論Ⅲ	3 前		1 単位
e-Learning によるがん医療関連講義	別に定める		別に定める
外国文献講読	1～4	4 単位	
がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅰ	1 通	2 単位	
がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅱ	2 通	2 単位	
がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅲ	1・2・3・4 前・後	1 単位	
がん臨床・特別研究演習	1～4	2 単位	
がんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅳ	1・2・3・4 前・後		1 単位
<評価薬学演習>			
薬効評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
健康環境予防評価演習	1・2・3・4 後		1 単位
病態評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
医療評価演習	1・2・3・4 前		1 単位
創薬化学演習	1・2・3・4 前		1 単位
臨床薬学研修・特別研究	1～4	24 単位	

※e-Learning によるがん医療関連講義及び単位互換科目に関する単位数等については別に定める。

授業科目の選択等の履修方法
本規程第 7 条に基づき、41 単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、講義科目は領域薬学特論Ⅰに属する科目、領域薬学特論Ⅱに属する科目、領域薬学特論Ⅲに属する科目、e-Learning によるがん医療関連講義及び単位互換科目から計 2 単位以上（ただし、領域薬学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲからの単位取得はそれぞれ 1 科目 1 単位を上限とする）、演習科目はがんプロフェッショナル基盤育成演習Ⅳ及び評価薬学演習に属する科目から 1 単位以上を修得するものとする。

別表 1－3 薬科学専攻博士前期課程

授業科目	単 位 数		
	配当年次	必 修	選 択
<分子構造・機能解析学領域> 構造生物学特論 生物科学特論	1・2 前 1・2 後		1 単位 1 単位
<創薬化学領域> 生体機能分析学特論 薬化学特論 生薬・天然物化学特論	1・2 後 1・2 前 1・2 後		1 単位 1 単位 1 単位
<生命・環境科学領域> 環境科学特論 薬理学特論 薬物生体機能科学特論	1・2 前 1・2 後 1・2 後		1 単位 1 単位 1 単位
<3 領域統合科目> 領域統合型先端科学特論	1 後	1 単位	
薬学倫理教育特論 I	1 前	1 単位	
特別演習 (PBL)	1・2 前	2 単位	
(外国文献講読等)	1～2	4 単位	
特別研究	1～2	17 単位	

授業科目の選択等の履修方法
本規程第 7 条に基づき、31 単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、3 領域それぞれから 1 単位以上を含め、計 6 単位以上を修得すること。

別表 1－4 薬科学専攻博士後期課程

授業科目	単 位 数		
	配当年次	必 修	選 択
<分子構造・機能解析学領域>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2 前		1 単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3 前		1 単位
<創薬化学領域>			
創薬化学特論Ⅰ	1 前		1 単位
創薬化学特論Ⅱ	2 前		1 単位
創薬化学特論Ⅲ	3 前		1 単位
<生命・環境科学領域>			
生命・環境科学特論Ⅰ	1 後		1 単位
生命・環境科学特論Ⅱ	2 後		1 単位
生命・環境科学特論Ⅲ	3 後		1 単位
薬学倫理教育特論Ⅱ	1 前	1 単位	
特別演習Ⅰ	1 前	1 単位	
特別演習Ⅱ	2 前	1 単位	
特別演習Ⅲ	3 前	1 単位	
特別研究演習Ⅰ	1 後	1 単位	
特別研究演習Ⅱ	2 後	1 単位	
特別研究演習Ⅲ	3 前	1 単位	
特別研究	1～3	18 単位	

授業科目の選択等の履修方法	
本規程第 7 条に基づき、28 単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、計 3 単位以上を修得するものとし、生命・環境科学領域の選択科目は 1 科目 1 単位まで修了要件単位に含めることができる。	

別表 2 研究生等納付金

費 目		金 額	摘 要
研 究 生	指導料（月額）	10,000 円	
	研究料（月額）	20,000 円	
		10,000 円	本学卒業生
聴 講 生	聴講料（1 科目）	10,000 円	
科目等履修生	授業料（1 科目）	20,000 円	講義科目

- ・ 本学卒業生には大阪薬科大学卒業生を含む。